

生駒市条例第5号

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例

生駒市営住宅条例（平成9年12月生駒市条例第37号）を次のように改正する。

第6条第1項第1号ク（イ）中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。